



子育て

子育て応援

ファミリー・サポート・センター
 依頼会員を募集します

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか?

登録説明会

日時 7月11日(水)

午前10時〜11時45分

場所 大治町総合福祉センター

甚目寺庁舎に 手話通訳者を配置しています

火曜日午前9時〜正午、午後1時〜4時
 木曜日午前9時〜正午

※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp

対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住もしくは在勤の方
 ※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能です。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。

都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 30人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児ご利用を希望の方は開催日1週間前までに申込みが必要です。
【メール申込】 件名「ファミリー・サポート申込み」、本文に「説明会、氏名、電話番号、受講日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・0150

FAX 462・0160



✉ama-harufamisapo@city.ama.lg.jp

寄附

寄附のお礼

ピアゴ甚目寺店様

環境保全として現金93,494円
 ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎444・1711

教育

早期教育相談

県教育委員会では、子育てで気になることがある方、お子さんに障がいがあると思われる方、お子さんの就学について相談したい方等に、早期教育相談を実施します。

日時 8月28日(火)

午前10時〜午後4時

※相談は予約制で無料です。

場所 甚目寺公民館

対象 乳幼児期から平成31年度に新小学1年生になるまでのお子さんとその保護者の方

申込 7月19日(木)までに、学校教育課(本庁舎)へお申し込みください。

問合せ 学校教育課

☎444・0902

募集

児童クラブ支援員募集

業務内容 保育・生活援助業務

賃金 市の規則に基づき支給

勤務地 市内15か所の小学校、または公共施設

勤務時間 下校後から午後7時まで

で週3日から4日働くことができる方。(週20時間未満)
 ※土曜、夏休み等は午前7時30分から午後7時のうち交代制(勤務時間応相談)

応募資格

①70歳未満で、放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園教諭、教諭、社会福祉士の資格を有する方。②児童館・保育所等の福祉事業に従事した経験のある方。

①、または②以外の方で70歳未満の子育て支援に興味のある方でもかまいません。

提出書類

履歴書(写真貼付)、健康診断書(後日でも可)、資格の写し・学生証・修了証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業サポーター募集

業務内容 ひとり親家庭の中学生を対象とした生活・学習の支援

応募資格 子どもが好きな方・学習支援に関心のある方

※資格・経験は問いません

日時 毎週月曜日午後5時30分～9時

場所 甚目寺会館

※詳細につきましてはお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課

事務員募集

勤務時間 午前8時30分～午後5時

15分(うち7時間以内)

勤務地 社会福祉課(甚目寺庁舎)

募集人数 1人

賃金 市の規定に基づき支給

応募期間 7月13日(金)まで(土・日曜を除く)

提出書類 履歴書(写真貼付)、健康診断書の写し(後日でも可)

その他

書類提出後、面接のうえ決定します。

・8月から勤務開始予定です。

問合せ 社会福祉課

☎444・3135

保険・年金



高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入していて高齢受給者証をお持ちの方は、7月31日に有効期限が切れますので、7月下旬に新しい受給者証をハガキで郵送します。

有効期限の切れた受給者証は、保険医療課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターへお返しただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

対象者 70～74歳の国民健康保険加入者

お願い 受給者証を受け取ったら記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。

なお、7月31日までに受給者証が届かない場合は、保険医療課へ連絡してください。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険加入者の方が現在お持ちの被保険者証は、有効期限が7月31日までです。8月1日以降に使用していただく被保険者証は、

7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

有効期限の切れた被保険者証は、保険医療課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターへお返しただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

お願い 被保険者証を受け取ったら記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。

なお、7月31日までに被保険者証が届かない場合は、保険医療課へ連絡してください。

問合せ 保険医療課

☎444・3168

国民年金保険料を納めることが困難な方へ

国民年金は、高齢者になったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなどで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納め続けることで、高齢者になったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金として受取る制度です。学生以外の人で、所得の減少や失業等で保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請

で保険料が免除、または納付猶予となる制度があります。

平成30年度分については、7月1日から申請できます。年金手帳・印鑑を持参していただき、保険医療課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターで申請してください。

なお、失業の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写しが必要です。

問合せ 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

年金相談『相談無料・秘密厳守』年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員を招いて、年金相談を開催します。お気軽にお越しください。

なお、相談窓口にみえた本人以外の方の相談については、夫婦、兄弟・姉妹等、親族であっても相談内容に該当する本人の委任状が必要です。

日時 7月31日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時

場所 甚目寺庁舎 相談室

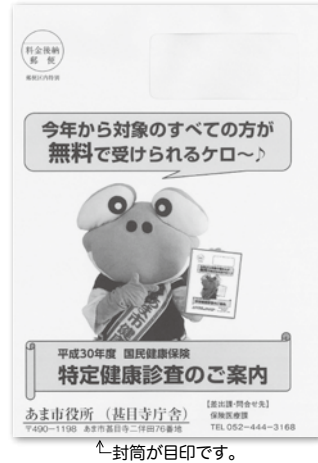
問合せ 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

「特定健診」実施中



期間 9月29日(土)まで(集団健診は10月までの指定日)

対象者 40歳以上の国民健康保険加入者

平成30年度から対象者すべての方に、**無料**で受けていただけようになりました。今までに一度も受診されていない方は、この機会にぜひ受診してください。

年に一度は健診を受け、ご自身の健康づくりにお役立てください。

※4月2日以降に国民健康保険に入された方で受診を希望される方は、保険医療課(基目寺庁舎)までご連絡ください。

問合せ先 保険医療課

☎444・3168

福祉



社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度のお知らせ

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減される制度があります。

(1) 次のすべてに該当する人

- ・世帯員の中に市民税課税者がいない
- ・年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増すごとに50万円加算)以下
- ・預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員1人増すごとに100万円加算)以下

- ・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

(2) 生活保護受給者

軽減対象となる費用と軽減割合

- 10パーセントの利用者負担額の原則4分の1

○食費、居住費(滞在費)、宿泊費の原則4分の1

※生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要です。審査の結果、対象となる方に確認証の交付をしますので、サービス利用時に軽減事業者へ提示してください。

※対象となるサービスや申請方法について、詳しくは高齢福祉課(基目寺庁舎)へお問い合わせください。

問合せ先 高齢福祉課

☎444・3141

金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し、長寿を祝う会で記念品を贈呈し、お祝いします。

対象 昭和43年12月31日以前に婚姻

された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む)。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く)

住所要件 9月1日現在、市内に住

所を有する夫婦

受付期間 7月2日(月)～8月10日(金)

(土・日曜・祝日を除く)

受付場所

- ・高齢福祉課(基目寺庁舎)
- ・七宝・美和市民サービスセンター

申請方法 各受付場所に所定の申請書を用意してありますので、署名捺印をして提出してください。

持ち物 ・印鑑(スタンプ印不可)

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)

問合せ先 高齢福祉課

☎444・3141

あま市七宝地区民生委員・児童委員の連絡先変更について

宮崎 久仁子 氏(安松区担当)

(新) ☎442・0137

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

